

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大により、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため、食料品等を提供する。

2 概要

(1) 対象者

令和2年5月31日を基準日とし、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受ける者。ただし、令和2年7月31日までの間に新たに東京都内で児童扶養手当を受給することとなった者も対象とする。

(2) 対象者数の見込み

約 1,000 人

(3) 提供方法

東京都からの委託を受け、対象者に食料品等の生活必需品を提供するためのカタログ及び申込用葉書等を送付し、対象者が葉書又は web サイトから申込をして、食料品等の提供を受ける。

3 事務処理の流れ

7 月 上 旬 対象者の宛名シール作成

7 月 中 旬 市報及びホームページに掲載

東京都より申込書類（封緘済み）が納品

7 月 下 旬 申込書類に宛名シール貼り

申込書類に番号が附番されているので、送付対象者のリストを作成

申込書類発送

発 送 以 降 申込書類が届いていない、葉書を紛失した等の連絡があった場合は、委託事業者と連絡を取り、番号の確認をして再送付

11 月 下 旬 対象者への送付実績を東京都へ報告

申込書類の残部を廃棄